

関東管内の都県等管理河川における

「関東のいい川づくり」の選定について

【趣旨】

都県等管理河川は、各都県ごとに川の姿が異なり、また同一都県内であっても川の顔は千差万別である。

一般的な視点からみれば、都県等管理河川は直轄河川に比べて小規模ではあるが個性的な川が数多く存在しており、また地域との密着度が強いのが特徴である。

関東管内に存在する都県等管理河川のほとんどは改修途上にあり、治水安全度向上のため河川改修を継続中であるが、近年の公共事業費の縮減や財政状況の悪化に伴い、ともすれば事業の効率的執行のみを追求する傾向が強まりつつある。

しかしながら、このような状況の中であって、それぞれの地域特性に配慮しつつ当該都県独自の取り組みにより、魅力ある「川づくり」を実施している事例も多い。

自然公物である河川は、本来的に有する個性（歴史・文化、風景、風土、自然環境等）を生かして、都市部や田園地帯等、それぞれの地域特性に合った「周辺環境にとけ込んだ」形で存在すべきものであり、それが魅力ある「川づくり」へとつながっていくものと考える。

事業費の縮減が今後も予想される中で、各都県が魅力ある「川づくり」に対する認識を再確認していくことは、技術者として河川改修の将来に向けた大きな課題である。

このような観点から、関東管内の各都県が自慢できる「川づくり」、魅力ある「川づくり」を紹介すると共に、他の都県がそれを評価することにより、「川づくり」のさらなるレベルアップを図る仕組みとして実施するものである。（別紙参照）

【選定】（「関東のいい川づくり」選定委員名簿 参照）

- ◆「関東のいい川づくり」の選定にあたっては、「関東のいい川づくり選定委員会」によって、厳正に審査し選定するものとする。

【名称】

関東管内の各都県がそれぞれの都県を代表する川を再認識するよいチャンスになればと期待する意味をこめて、名称は、

- ・「関東のいい川づくり」

関東管内都県等管理河川の「関東のいい川づくり」選定要領

【 目 的 】

- (1)河川整備を担当する各都県の実務担当職員が、河川改修はもとより維持管理、災害復旧等も含めた創意工夫により魅力ある河川を創出している事例を再認識できる機会とする。
- (2)管内の各都県が相互に評価することにより、「川づくり」担当者の励みとすると共に、今後の「川づくり」のさらなるレベルアップを図る。

【 ポイント 】

- (1)河川整備により魅力ある「川づくり」を実施した河川を対象とする。  
→交付金対象(補助)事業、単独事業を問わない。未改修の河川は対象としない。  
→維持管理手法、イベント運営方法、地域住民の利用状況等は対象とする。
- (2)各都県で上限2件まで抽出し応募、応募された18件(最大)から関東管内のベスト3を選定する。
- (3)可能な限り毎年度ごとに行うものとし、原則、前年度ベスト3に入った発表内容の応募はできない。ただし、案件が異なれば(例：H25が河川整備での発表でH26は維持管理での発表)対象とする。
- (4)選定は、「関東のいい川づくり選定委員会」が実施するものとする。  
→河川管理者の立場での選定であり、一般住民による選定は行わない。
- (5)現地視察は発表された事例を対象にアンケート結果から抽出し翌年度に実施する。発表会とは別日で実施し、毎年同県にならないよう留意する。

【 選定の手順 】

- (1)関東管内の1都8県が、当該都県ごとに自らベスト2(最大)を抽出し応募する。
- (2)審査日に、各都県担当者によるプレゼンテーションを実施する(1河川7～10分、質疑3分)
- (3)選定委員がプレゼンのあった河川に対して、当該都県以外の河川を点数評価する。
- (4)選定委員は、ベスト3を抽出する。評価項目は「創意工夫」及び「プレゼンテーション」とし、「創意工夫」は1位に5ポイント、2位に4ポイント、3位に3ポイントとし、「プレゼンテーション」は1位に3ポイント、2位に2ポイント、3位に1ポイントを付与する。審査日当日の創意工夫及びプレゼンテーション内容の総合評価点とし、採点を行う。(事前審査は行わない。)また、特別賞として「プレゼンテーション」の評価が良かった案件から抽出するものとする。
- (5)選定委員の評点を集計し、管内のベスト3を選定する。

【 選定委員 】「関東のいい川づくり選定委員会」

- 選定委員長：河川部長
- 関東地整　：地域河川調整官、地域河川課長
- 各 都 県　：担当課長（又は課長補佐等）1名、若手職員2名の計3名

【 その他 】

- カレンダーは例年作成する。
- 毎年開催を基本とするが、今後テーマが減少した場合には、発表会、現地見学を交互に開催することを検討すること。
- 幹事（発表会）は、1都8県で持ち回りとする。
- 会場は、原則として関東地方整備局が準備する。ただし、事前準備、設営、運営などは幹事が行うこととする。
  - ※設営、運営などとは、会場設営、採点、各都県からのとりまとめ、意見交換会の準備、司会などを行うこととする。
- 印刷物は各都県の資料を幹事がとりまとめた後、各都県、地整で各々用意する。

平成26年8月改訂